特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

令和８年３月 31 日
国土交通省観光庁

１．背景

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 28 条第４項において、認定設置運営事業者等は、その事業の透明性確保の観点から、設置運営事業等について、財務報告書を事業年度ごとに提出することが義務づけられている。財務報告書の詳細については、国土交通省令に委任されているところ、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和３年国土交通省令第 75 号。以下「単管省令」という。）第８条第２項において、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第５号。以下「開示府令」という。）第３号様式に準拠した、単管省令別記第 32 号様式により作成することと規定している。

今般、人的資本に関する開示の拡充等のため、開示府令第３号様式等が改正されることに伴い、単管省令別記第 32 号様式においても所要の改正を行う必要がある。

２．概要

開示府令における人的資本に関する制度見直しにあわせ、人的資本への投資に関する開示を充実させる観点から、財務報告書における従業員給与・報酬に関する記載事項を集約するとともに、新たに企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等の開示を求めるほか、平仄の整理を行う。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和８年３月 31 日（火）
施　行：公布の日